

## タイムウェーバー・シェアリング入会規約

制定日：2024/04/03

### 第1条（総則）

本規約は、株式会社スピテック（以下「当社」という。）が運営するタイムウェーバー・シェアリングサービス（以下「シェアリング」という。）の利用に関して、利用者（第2条で定義する。）が遵守すべき事項を定めたものである。

利用者は、「シェアリング」の利用に関し、本規約のほか、本規約の下位規約、ルール及びガイドライン（総称して以下「本規約等」という。）を遵守するものとする。

当社は、利用者が「シェアリング」を利用した場合、当該利用者が本規約に同意したものとみなす。

### 第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定める通りとする。

「タイムウェーバー」とは、ドイツにある、TimeWaver 社が開発した製品をいう。

「シェアリング」とは、当社が提供するタイムウェーバー・シェアリングサービスをいう。

「シェアリング会員」とは、シェアリングサービスを利用する会員（以下、利用者という）をいう。

「通常シェアリング」とは、初回申込み時に付与されるシェアリング方法をいう。

「定額シェアリング」とは、利用料金が毎月定額となり、所定の利用時間、利用条件のもと使用するシェアリング方法をいう。

「独占シェアリング」とは、一人の利用者のみが専用で利用できるシェアリング方法をいう。

「利用者」とは、当社との間でタイムウェーバー・シェアリング利用契約を締結したうえで、シェアリング貸渡サービスの利用を目的として、「シェアリング」予約を行う者をいう。

「クレジット」とは、シェアリングを利用する際に必要となるポイントをいう。単位は1クレジットという。クレジットの価格表は、当社ホームページに記載する。

「シェアリング予約管理」とは、シェアリング予約を行う管理ウェブサイトのことを行う。

「予約」とは、利用者がシェアリング貸渡サービスの予約をいう。

「遠隔利用」とは、利用者が自身の機器を用いて当社のタイムウェーバーに遠隔でアクセサルする利用方法をいう。料金は当社ホームページに記載する。

「店舗利用」とは、利用者が当社に来社してシェアリングする利用方法をいう。

「利用料金」とは、利用者が、シェアリングを利用した予約に基づき支払うべき予約取消手数料、及び当該予約により成立した支払うべきシェアリング料金、違約料、違反金その他の料金をいう。

### 第3条（タイムウェーバーシェアリング利用契約）

タイムウェーバー・シェアリングの利用を希望する者は、本規約等の内容を十分確認し、同意のうえ、所定の方法で申し込むものとする。

当社は、申込者に対して、第1項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類（電子データを含む。以下と同様とする。）の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに同意するものとする。

当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しない場合がある。申込者が申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそのおそれがあるとき、申込者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであるとき、申込者が利用料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含む。以下同じとする。）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき、申込者が第15条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき、申込者が当社又は当社以外の者が提供するサービス等において、過去に不正使用等により契約の解除、サービスの利用停止、その他の問題を生じさせたことがあるとき、申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき、又はそのおそれがあるとき。利用者には、電子メールまたは所定の方法にてその旨を通知する。

当社は、第1項に基づく申込者からの申込みを受けた場合、審査のうえ、所定の方法により、タイムウェーバーシェアリング利用契約の申込みに対する諸否を通知する。当社から、契約の成立を知らせる電子メールを申込者に送付した時点、又は当社で当該契約の成立が確認可能となつたいの時点で、当該申込者と当社との間にタイムウェーバーシェアリング利用契約が成立し、その効力を生じるものとする。

## **第4条（認証）**

申込者本人以外は、シェアリング及びその他付随するサービスを受けることができない。第三者へ、その権利を譲渡、貸出することも出来ない。

利用者は、シェアリングの会員アカウント及びアカウント情報（ID やパスワードを含む。）を入力したことのある端末を厳重に管理するものとし、第三者に譲渡、貸与その他利用させてはならない。利用者の管理不十分、利用上の過誤又は第三者による不正利用等については、利用者が責任を負うものとする。

## **第5条（予約の申込み及びシェアリング契約の成立）**

利用者は、シェアリング会員を利用して、予約の申込みを行うことができる。

利用者は、予約の申込みに際して、当社所定の事項につき真正かつ正確なデータを入力するものとする。当社は、シェアリング予約管理で所定の項目の入力がなされた時点で、利用者による予約の申込みが完了する。但し、利用者がシェアリング利用する条件を満たしていないと当社が判断したとき、利用者による予約の申込みを承諾しない場合がある。

当社は、利用者がシェアリング予約管理上で当該予約完了が確認可能となった時点で成立する。

## **第6条（予約の取消又は変更）**

利用者は、当社所定の問い合わせ先に直接連絡することで、前条第3項に基づき成立した予約の取消若しくは変更の申込みを行うことができる。但し、利用者がシェアリング予約管理上で行うことができる変更等の手続きは、シェアリング利用方法によって異なる。別紙、「シェアリング利用ルール」に定める通りとする。

利用者は、前項の定めに従い、予約の取消若しくは変更を希望する場合、当社所定の方法によりその申込みを行う必要がある。当該取消又は変更の成立時期は、前条第3項の定めに準じるものとする。

## **第7条（利用料金の支払い）**

利用者は、第5条第3項により成立した予約に基づき必要なクレジットを支払うものとする。

利用者が、本利用規約に違反した場合、シェアリング契約が解除され、違約金その他料金の支払義務が発生する場合がある。これらの場合、利用者は、当社が別途定める期日までに、当社が指定する支払方法に従い当該料金を支払うものとする。

## **第8条（トラブル発生時の予約）**

タイムウェーバー及びパソコンなど設備の故障等、利用者の責めに帰すべき事由によらず予約を行ったが使用できない場合、利用者は、第5条の規定にかかわらず、当社に直接連絡をすることによって、別途指定する方法に従い、予約を行うことができる場合がある。

利用者は、本条第1項に基づいて成立した予約及び前項により成立した予約に基づき支払うべき利用料金を、当社に対して支払うものとする。

## **第9条（シェアリングサービスに関する問い合わせ）**

シェアリングサービスに関する問い合わせ、要望又は苦情等がある場合、利用者は当社対して直接行うものとする。

## **第10条（禁止事項）**

利用者は、シェアリングの利用にあたって、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとする。

本規約等に違反する行為

当社若しくは第三者（他の利用者、これらに限らない。以下同様とする。）の権利を侵害し、不利益を与え、不快感を抱かせる又はそれらのおそれのある行為

公序良俗に反する行為又はそれらのおそれのある行為

犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは薬機法等の法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為

虚偽又は架空の連絡先を登録、故意による不対応等、当社からの連絡を妨げる行為

利用者のアカウント等を不正に使用する行為

当社が承認した以外の方法でシェアリングを利用する行為

過剰な予約の申込み等の当社又は第三者の業務を妨害し、又は業務に支障を与えるおそれがある行為

当社若しくは第三者の情報やデータの流出、複製、出力、改ざん等の行為

当社の設備（タイムウェーバー本体、パソコン等）を当社の許可なく持ち出す行為

当社若しくは第三者の個人情報の閲覧、流出、複製、出力、書換え等、個人情報の取り扱いに反する行為

シェアリング利用契約に基づく権利および義務を第三者に譲渡する行為、承継させる行為又は担保に供する行為

その他当社が禁止する又は運営上不適当と当社が判断する行為

## 第11条（利用停止等）

当社は、利用者が第10条各号のいずれかに該当する場合には、当社の選択により、シェアリングの全部又は一部の機能の利用を停止することができるものとする。この場合、当該利用停止とともに、成立した利用者の予約は自動的に取消されるものとする。

当社は、利用者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとする。

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に利用者に通知又は周知することなく、シェアリングの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとする。機器、設備又はシステム等の保守上又は工事上やむを得ない場合火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、シェアリングの運営ができなくなった場合システムの障害等により、シェアリングの運営ができなくなった場合、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する場合、その他当社が運用上又は技術上シェアリングの提供の中止又は停止が必要であると判断した場合

当社は、前項に基づくシェアリングの全部若しくは一部の提供の中止又は停止を予定している場合は、利用者に周知するものとする。但し、やむを得ない場合は当該周知を行わないことがある。

## 第12条（廃止）

当社は、当社の都合によりいつでもシェアリングの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、当社ホームページへの掲載その他当社が適当と判断する方法により、利用者に対してその旨を周知するものとする。

## 第13条（解約）

利用者は、解約の申込みをメールまたは問い合わせフォームより申し出を行い、当社が承諾することにより、シェアリング利用契約を解約できる。但し、成立した予約及び貸渡契約に基づき進行中の取引がある場合、当該取引が完了するまで解約を行うことはできないものとする。

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、何らの催告を行うことなく、直ちにシェアリング利用契約を解約できるものとする。シェアリング利用契約の申込内容が事実に反していることが判明した場合、利用料金その他の当社に対する債務の支払期限を経過しても、なおお支払いただけない場合、第3条第3項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ったことが判明した場合、当社から連絡が取れない場合（届出メールアドレスへの電子メールの送信等による連絡を行い、相当の期間を定めて当該通知において指定する当社の連絡先に対して連絡を求めるにも拘わらず、当該期間内に当該連絡先に対して連絡が無い場合を含む。）前各号のほか、本規約等のいずれかに違反し又はそのおそれがある場合、その他当社が不適切と判断する行為を行ったことが判明した場合

当社が、シェアリングの全部を廃止した場合、シェアリング利用契約は自動的に終了する。

シェアリング利用契約が本条第2項又は第3項の定めるところにより終了した場合、当該終了と同時に、利用者との間の入会契約は自動的に終了し、また予約も自動的に取消されるものとする。

#### **第14条（利用者の責任）**

利用者は、シェアリング契約及びこれに基づくタイムウェーバーの使用に関し、当社又は第三者との間で万一紛争等が発生した場合には、自己の費用と責任をもってこれを解決するものとする。

利用者は、シェアリングの利用に関し、法令違反等による罰金を課された場合、自己の費用と責任をもってこれに対処するものとする。

#### **第15条（免責事項）**

当社は、シェアリングの提供にあたっては、登録された内容、その他の情報の真正性、完全性について、保証するものではない。

シェアリング利用契約に関連し、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失によらないときには、賠償の対象となる損害は現実に生じた直接かつ通常の損害に限るものとし、また、賠償額は、①当該損害の発生し直近2日間に成立したシェアリング利用の総額、又は②金 20,000 円のいずれか高い金額を上限とする。

#### **第16条（個人情報の取扱い）**

当社は、利用者の個人情報を別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとし、利用者は、これに同意するものとする。

#### **第17条（通知）**

当社が利用者に対して行う通知は、利用者が登録したメールアドレスへの電子メールによる通知、SMS、SNS、その他当社が適切と判断する方法により行うことができるものとする。

前項に定める方法による利用者への通知は、当社が当該通知を発した時点をもって、当該通知が利用者に対してなされたものとみなす。

#### **第18条（登録情報の変更）**

契約者は、第3条第3項に定める場合の他、氏名、住所、電話番号、電子メールその他会員情報に変更があった場合は、速やかにメールまたは問い合わせフォームにより変更手続きを行うものとする。

#### **第19条（反社会的勢力の排除）**

利用者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとする。自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から10年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という。）であること。自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとする。暴力的な要求行為法的な責任を超えた不当な要求行為取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為その他前各号に準ずる行為

## 第20条（本規約の変更等）

当社は、本規約を任意にいつでも変更することができる。

当社は、前項の定めにより本規約を変更する場合、その効力発生日までに、ホームページへの掲載その他適切な方法により、本規約を変更に関する情報提供を行うものとする。

## 第21条（準拠法、合意管轄）

本規約は日本国法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

株式会社スピテック  
東京都渋谷区代々木 1-18-8